

## 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成28年7月27日（水） 開会時間 午前 9時59分  
閉会時間 午後 2時15分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修  
副委員長 奥山 弘昌  
委員 前島 茂松 渡辺 淳也 浅川 力三 山田 一功  
塩澤 浩 水岸富美男 佐藤 茂樹 卯月 政人  
宮本 秀憲

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

県民生活部長 布施 智樹  
県民生活部次長 上小澤 始 県民生活部次長 弦間 正仁  
県民生活・男女参画課長 三井 薫 生涯学習文化課長 深澤 宏幸

県土整備部長 大久保 勝徳  
県土整備部理事 垣下 禎裕 県土整備部技監 細川 淳  
県土整備総務課長 中澤 和樹 都市計画課長 望月 一良

リニア交通局長 佐藤 佳臣  
リニア交通局次長 上野 直樹 リニア交通局技監 市川 成人  
リニア推進課長 依田 誠二

教育長 守屋 守 教育次長 宮澤 雅史  
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱）小島 良一  
スポーツ健康課長 赤岡 重人 学術文化財課長 小澤 祐樹

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部次長 前嶋 健佐  
福祉保健総務課長 中山 吉幸 障害福祉課長 山本 盛次

公営企業管理者 一瀬 文昭 企業局長 赤池 隆広  
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 日向 一郎 企業局総務課長 清水 義周

地域創生・人口対策課長 宮崎 正志  
環境整備課長 村松 稔

行政経営管理課長 上野 良人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

**審査の概要** 会議の冒頭、7月26日未明に神奈川県相模原市で発生した障害者施設入所者の殺傷事件を踏まえ、飯島委員長から、県内の同様の施設の管理・運営に関し、さらなる安心・安全に十分配慮するよう発言があった。

次に、本日の審査順序について、県民生活部・県土整備部・リニア交通局、教育委員会・福祉保健部・企業局の順で行うこととし、部長等には概要説明の後、自室待機してもらい、必要に応じて出席を求めるとし、各施設の審査については、実務担当者から説明を受けることが了承された。

審査に先立ち、7月26日の部局審査の際の山田委員の山梨県土地開発公社に関する質問について、宮崎地域創生・人口対策課長より答弁があった。

次に、午前10時9分から11時27分まで県民生活部・県土整備部・リニア交通局所管の指定管理施設関係、午後1時1分から午後2時15分まで教育委員会・福祉保健部・企業局所管の指定管理施設関係について審査を行った。

### 7月26日部局審査の際の山梨県土地開発公社に関する質問に対する答弁

**宮崎地域創生・人口対策課長** 昨日の指定管理施設出資法人調査特別委員会の、山梨県土地開発公社に係る審議における山田委員からの御質問に対しまして、昨日お答えできなかった部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、市川三郷町大塚地区拠点工業団地の売却地問題に係る処理費用につきまして、山田委員のほうから、当時、処理費用が10億円という説明を受けた一方で、昨日私のほうから実際にかかった経費が6.5億円との説明があったが、なぜそのような違いが生じるのかという御質問をいただきました。

この事案が発生しました平成24年当時の9月議会時点におきましては、掘削あるいは廃棄物処理の作業途上であり、全体の作業量が判明していなかったということもございまして、当時の議会答弁において、所要経費は3.8億円から6.8億円と試算し、その後さらに廃棄物が大量に見つされたため、最大で3億円増加すると見込んだ、という形の答弁をさせていただいております。当時は幅を持たせた試算により、最大で9.8億円、おおむね10億円がかかる見込みという御説明をさせていただいております、これが山田委員の御指摘の部分と存じます。

その後、平成25年7月に作業全てが完了いたしまして、全体の事業料が6.5億円ということで確定をしたということでございます。

次に、2点目でございますけれども、市川三郷町大塚地区拠点工業団地の瑕疵問題が生じた区画、こちらに立地しました企業の本県に納めている税額、あるいは従業員数について御質問をいただきました。この企業が山梨県に納めております税額につきましては、大変申しわけございませんけれども、個人情報との関係の不開示情報になりますので把握しかねる、かつ、お答えもできかねるところでございます。申しわけございません。

ただし、ホームページに開示されている当該企業の決算概要の当期純利益の情報等によりますと、平成27年度決算におきましては、売上高が約92.2億円、経常利益が約8.4億円、税金等調整前当期純利益が約8.3億円、法人税等の合計が約3.0億円、当期純利益は約5.3億円となっております。

また、1年前の平成26年度決算におきましては、売上高が約98.3億円、経常利益約11.2億円、税金等調整前当期純利益が約12.8億円、法人税等の合計が約4.8億円、当期純利益が約8.0億円となっております。なお、申し上げました法人税等の合計額につきましては、国税も含み、かつ、この企業の本社所在地である東京都への税額等も含むため、山梨県への納税額とは一致しませんので御留意いただければと存じます。

また、同様に、従業員数の状況についても開示がございます。平成 27 年度末時点で、全従業員数 305 名、このうち市川三郷町にございます山梨事務所は 66 名。また、平成 26 年度末時点では、全従業員数 294 名、このうち山梨事務所には 63 名が従事しているとあります。なお、市川三郷町の山梨事務所にお勤めの方のうち、山梨県にお住まいの方が何人かというところまで子細にはわかりかねるところでございますが、この事務所の立地条件等を勘案しますと、大半の方が山梨県にお住まいなのではないかと推測されるところでございます。

山田委員 今の御説明、非常によくわかりました。当時、この企業は、山梨の事業所は南アルプス市だけでして、その売上と所得から、私が割り戻して計算して、約 1,000 万円ぐらいが山梨県に多分落とされている税金ではないかということで、10 億円かけて、その 10 億円取り戻すには 100 年かかるという話をしたのですが、今の従業員数から案分していくと、約 5 分の 1 ぐらいが多分山梨に落ちている金額ということになって、1 億円近い金額が法人二税プラス市川三郷への住民税ほか法人住民税になるのかなど。さらに、当時、30 名ぐらいの雇用と言われていたのが、今は 66 名ということで、全員が山梨でないにしても、本社から来ている人もいると思うのですが、当時は 10 億円もかけてどういうことだなんて言ったけど、今の報告を聞く範囲だと、固定資産税などを入れた場合も含めて、一応、誘致をしてよかったというか、税務的にはそんな印象を持ちました。

宮崎地域創生・人口対策課長 この事案が発生しました当時におきましても、山田委員から厳しい御指摘を受けたところでございますけれども、この立地した企業におきましても、山梨での雇用をさせていただいている、あるいは企業業績もなかなか好調であるということも含めまして、こういう形になっているということでございまして、まだ未分譲地もございますので、今後ともこういう形で立地を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

## 山梨県立県民文化ホール【県民生活部】、山梨県御勅使南公園【県土整備部】、山梨県立リニア見学センター【リニア交通局】 関係

### 質疑

#### （山梨県立県民文化ホール関係について）

塩澤委員 昭和 57 年に開館したということで、山梨県の芸術あるいは文化の拠点としていろいろな面で使用してきて、いい文化ホールになったなというような声もたくさん聞かれるんですけども、先ほどの説明の中で、ここ数年 35 万人を超える利用者があるということだったのですけれども、実際に公演、あるいはさまざまな催しものがあったと思いますけれども、実績についてもう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

深澤生涯学習文化課長 委員おっしゃるとおり、県民文化ホールは本県の文化・芸術の振興に寄与してきた拠点でございまして、これまで多くのイベント等が開催されてきています。27 年度につきましては、例えば辻井伸行さんのピアノリサイタルであったり、野村萬斎さんの狂言の会、宝塚歌劇団の公演などを初めといたしまして、音楽関係が全体で 191 回、舞踊関係が 20 回、演劇等の関係が 30 回、それからいろいろな大会がございますけれども、各種大会が 42 回、落語等が 35 回、

合計 318 回のイベント等を大ホール、小ホールにおきまして開催をしております。

ちなみに、25 年度、26 年度におきましても 312 回、333 回ほどのイベント等を開催したところでございます。

塩澤委員           それなりにたくさん、いろいろなイベント、あるいは公演がなされているという話ですけれども、さっきも話が出ましたけれども、多く開催している状況の中で、25 年度の 35 万人から、平成 26 年度は 34 万人というふうに目標の設定が変わっているのですけれども、34 万人に目標を変えたのは、平成 24 年の実績をもとにというようなことがここに記してあるのですけれども、その目標値の設定というのはどういうふうにして決められているのでしょうか。

深澤生涯学習文化課長   目標値の設定でございますけれども、平成 26 年度からの第 3 期指定管理者の募集が 25 年度にございました。ここには 25 年度、35 万という実績がもう出ているのですけれども、その計画を提案する際において、直近の実績が平成 24 年度の数値、34 万 7,000 人余であったため、25 年度の実績がわからなかった、まだ見えなかったという中で 34 万人を使ったわけでございます。平成 26 年度を 34 万人と見立てまして、毎年度段階的に目標を上げて、指定管理最終年となる平成 30 年には 36 万人とする計画を立てたところでございます。

塩澤委員           24 年の実績とか、あるいは第 3 期とか、指定管理の期間等もいろいろ考慮したということもあると思うんですけれども、そうはいつでも実績がこれだけあるということで、やっぱり目標値を下げる必要はなかったんじゃないかなというふうに思います。この実績目標割合とか、これが 100% を超えるように、意図的にやったのかなと感じられる部分もあるんですけれども、35 万という目標そのものは下げるべきじゃなかったと私は思うんですけれども、その辺はどうですか。

深澤生涯学習文化課長   委員御指摘のとおり、平成 24 年度の実績は 34 万 7,000 人ということでございます。35 万人の目標を確かに大きく上回るものではなかったということでございます。そういう状況におきましては、利用者増を目指すという観点からも、同様の目標値としてもよかったのかなというふうには考えております。

そういう中でありましても、本年度、28 年度、先ほど段階的に上げていくというようなことを説明させていただきましたけれども、28 年度におきましては利用者数 35 万人を目標に掲げまして進めておるところでございますが、県民の皆さんが気軽に利用し、楽しめるような事業であるとか、国とか民間団体の助成金の活用を図って、低廉でよりよい公演等を提供するなどの工夫も行いながら、進めていきたいと考えております。

塩澤委員           目標をあまり低く設定すると、何か意図的にというようなことも考えられますので、その辺は無理があってはいけないけれど、やっぱりある程度目標だから、そういった目標をしっかりと設定してもらいたいなというふうにも思います。

次に、施設の状況ですけれども、57 年に設置されたということで、既に 34 年経過しているということになります。ここにもいろいろアンケートの状況等も書いてあるのですけれども、改めまして、利用する主催者の皆さん、あるいは観客の皆さんからの要望あるいは意見等はどんなものがあるのかお伺いします。

深澤生涯学習文化課長 来場者からの要望と意見でございますけれども、以前は和式トイレだったものですから、それに対する改善要望がかなり多かったというところでございます。しかしながら、トイレにつきましては計画的に洋式化を図っておるところでございます。今年度、28年度で一応の洋式化は終了するということでございます。

また、そのほかの意見といたしましては、例えばロビーの照明が暗いとか、そういったような御意見もいただいているところでございます。

さらに、今度は主催者側のほうでございますが、やはり他県の施設と比較しているというところも多少あるかなとは思いますが、楽屋や練習室などにおいて、トイレ、空調、備品、そういったものの施設の古さですとか、設備のふぐあいというものに対する不満の声というものは少なからずあるということでございます。

塩澤委員 古くなればいろいろなものが壊れてくるのは当然だとは思いますが、県と指定管理者の役割というか、ある程度大きいものはこういうふうにとか、いろいろな決め事があるかと思えます。その辺はどうなっているのか、また、最近の工事はどういったものを主にやったのかということ、ここに書いてあるだけか、あるいはそのほかにも何かやったのか、その辺を教えてください。

深澤生涯学習文化課長 まず、工事、修繕等の役割でございますけれども、基本協定に基づきまして行っており、施設の工事、修繕等を必要とする場合には、1件60万円未満は指定管理者が、それ以上は県が実施をするということになっております。ただし、60万円以上でも、指定管理者が実施できるという規定にもなっておりますので、その辺は両者の話し合いというところもでございます。

また、平成27年度は、委員おっしゃるとおり、表のほうにも記してはございますけれども、トイレの洋式化への改修工事であったり、防火シャッターの不作動の改修工事、あと、舞台装置を吊っておく引き綱ロープが磨耗してしまっていて、そういった経年劣化に伴う更新工事であったり、先ほど少し触れさせてもらいましたけれども、ドア類や、電気回線の関係、照明器具類、そういったものがやはり経年劣化でふぐあいがかなり生じているということの中で、指定管理者としても、27年度は30件ほどの修繕工事を行ったということでございます。

25年度、26年度におきましても35件及び29件ほどの修繕工事等を行ったところでございます。

塩澤委員 さまざまな修繕を行って、見る人、あるいは公演をする人が気持ちよくということだと思いますけれども、文化・芸術といった部類はやはり夢とか、そういったものを与える。国民文化祭あるいは県民文化祭などもかなりの人たちが参加しているということで、そういった機運も高まっているのかなと思えます。文化ホールは古くて年数もたっているけれども、主催者側も気持ちよくやりたい、見る側も気持ちよく見たいという部分があるかと思うんですね。そういった中で、アンケート結果を見ると、相当満足しているなと思うのですけれども、トイレの問題などは今の話を聞くと、修繕が遅かったんじゃないかなと思うのですけれども、34年がたっているということの中で、今後、いろいろな部分において、計画的にある程度修繕を実施していかなければいけないなと思うんですね。そうしないと、主催者側も気持ちよくできないと思えますが、その辺は何か計画が今のところあるんでしょうか。

深澤生涯学習文化課長 毎年、文化ホールともよく話し合いをしまして、ふぐあい箇所な

どの一覧を県のほうに提出をしていただいています。県が役割を担う 60 万円以上の大きい工事等につきましては、もちろん現場の状況も見ながら予算要求を行っておりますし、ふぐあいの状況も見ながら、指定管理者のほうからぜひここまでやってくれというような要望もある中で、一応は計画的に行っているところでございますが、財政面もかなり厳しい中で、なかなかそれがすんなり進むということにもなっていないというのが現状でございます。

塩澤委員 財政面が厳しいからこそ、しっかり計画を立ててやっていくということが必要だと思います。そのことは申し添えておきます。

もう 1 点、最初の話の中で、昭和 56 年に建築基準法が変わってという話があったんですけども、文化ホールは昭和 57 年の設置ということで、建築基準法の中において、耐震化に関してこの建物そのものはどういう状況にあるのか、ちょっと教えていただけますか。

深澤生涯学習文化課長 文化ホールの耐震の関係でございますけれども、平成 24 年の 5 月から 9 月にかけて耐震診断を営繕課をお願いをして実施をさせていただきました。結果ですが、その指標は、東西南北で 0.715 から 1.069 という数字をいただいています。耐震基準の一つの基準目安となっているのが、0.6 以上あれば耐震性ありということですので、0.715 から 1.069 というところの数字をいただきましたので、耐震性ありという判断をしています。

しかしながら、診断から既に 4 年がたっていますので、現在、利用者の安全確保のためにも日々の点検をしっかり行っているところでございます。

塩澤委員 56 年の法律改正に適合しているのか、していないのかというのとは関係なく、もう耐震のほうはオーケーだというふうに判断していいということですか。

深澤生涯学習文化課長 基準には適合していると考えています。

佐藤委員 利用客数のことなんですけれども、26 年が 36 万 5,000 人、27 年が 35 万 9,000 人ということで、6,366 人、1.8% 減ということで、理由として、数年間隔で実施されている大規模なコンクールが 27 年になかったということですが、その前年度はあったという理解でいいですか。

深澤生涯学習文化課長 吹奏楽コンクールのような全国大会が、ちょっと表現がよくないのですが、すごく大きいものと、その次に大きいものが、偶数年に交互に来るような格好になっていまして、そういった大きいものが来なかったというところが一つ、原因でもございます。

佐藤委員 今後、大手プロモーター、アーティスト事務所等に働きかけていくということなので、先ほど目標設定の話もございましたが、利用者、利用客の集客についてもまた頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、こちらの資料の 43 ページの利用者の意見への対応という中で、文化芸術施設の要素として全般的に暗めを基調としたとありますが、中のことはよくわかるのですが、南側の公園、ポケット公園、緑地帯というんでしょうかね、非常に暗いというイメージがあるんですね。暗いのを基調というよりも、暗い。防犯上非常によろしくないというふうに思うわけです。というのは、たまたま地区の補導員をやっている、毎月 22 日にはパトロールをして、一番最初に出向くのがコラニ文化ホールなのですが、いつも南側は暗い。昼間は黒の基調でも構

わないのですが、夜は非常に防犯上よろしくないと思うのですが、いかがでしょうか。

深澤生涯学習文化課長 済みません、夜の状況を私も確認をしておりませんが、早急に指定管理者と協議をしまして、どのような状況かを調べた上で、もちろん、住民の安全・安心につながるように改善、何らかの措置ができるのであれば検討していきたいと考えています。

佐藤委員 ぜひごらんいただいて。もう、過去何年もパトロールしておりますが、カバーを外した形跡は一度もないと思います。虫やごみが、カバーの内側には非常に積み重なっている。だから余計暗い。おまけに白熱灯だと思いますから、LED化にするなど、防犯上の観点から、利用者にとってもいいことではないかなと思うので、これは早急に対応していただきたい。現状をごらんいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

深澤生涯学習文化課長 早速、現地を見させていただきまして、先ほど申し上げました指定管理者とともに、どのような方法がとれるのかというところの協議をしていきたいと思えます。

佐藤委員 先ほど塩澤委員への答弁にもございましたとおり、要望とか予算要求を定期的にされているということでございますから、ぜひごらんいただいて、現状を把握していただくこと。それから、指定管理者がどう思っているかということもまず聞いていただきたいと思えます。なぜかということ、中のことに終始されていますから、外の外観も含めてそういったことは非常に大事なことでございますので、ぜひお願いします。終わります。  
( 8 月 3 日現地調査の際に資料配付と深澤生涯学習文化課長からの説明が行われた。)

#### ( 山梨県御勅使南公園関係について )

渡辺委員 376 ページの 4、利用状況、利用者満足度の状況のところを見ますと、御説明にもありましたように、昨年度より大幅に利用実績が増加していると。そして、その下の 5、運営目標の達成状況も見ますと、来園者数、また、有料公園施設利用者も含めて目標値を達成しているというようなことが見てとれます。これの要因として、リニューアルしたこととともに、ホームページ、あるいは SNS 等を活用して情報発信を行ったと記載がありますけれども、このうち、SNS については幾つか種類があると思うのですけれども、具体的にどの SNS で、また、どのように発信したのかお伺いいたします。

望月都市計画課長 委員の御意見のとおり、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスというのは交流サイトと呼ばれますインターネット上で情報交換するサービスのことでございます。このサービスを運営するソーシャルメディアにつきましては、委員もおっしゃるとおり幾つかの会社がありまして、代表的なものにはツイッター、あるいはフェイスブックといったものがございます。当公園ではフェイスブックを使って、この公園を登録している皆様に、その催しものの情報提供を随時行わせていただいているという状況でございます。

渡辺委員 今後もそういった若者向けも含めて SNS を活用して、この施設の情報発信に努めていただければと思えます。

続いて、378 ページ、収支状況のところなのですが、そのうちの収入の部分の中の、指定管理者委託料についてです。平成 27 年度は 7,990 万円余となっております。平成 26 年度は 7,850 万円余なのですが、増加している理由はいかがでしょうか。

望月都市計画課長 御勅使南公園の主な施設の中には、ラグビー場がございます。この芝生の管理は非常に重要だと考えておりますけれども、この芝生は 2 年から 3 年に一度、エアレーション作業というのを行う計画になっております。エアレーションというのは水はけの改善ですとか、根切りですとか、病気予防のため、地面に穴をあけて、地中へ空気を供給する作業のことを言いますけれども、これは毎年する必要はなくて、2 年から 3 年に一度、芝の状況、グラウンドの状況を見ながら実施しているわけなのですが、たまたま平成 26 年度は実施する必要がない年度だと指定管理者、それから県のほうでは考えておまして、7,800 万円余という委託費で契約しましたけれども、27 年度につきましては、このエアレーション作業が必要だということで 7,900 万円余の委託費となっております。

渡辺委員 差額の 140 万円余の主な要因は理解いたしました。

続いて、同じところの支出の部分ですが、B の支出額計の中で、一番最後のところに植栽管理費（直営分）と記載があります。そして、下のほうに行きますと、外部委託、外注として植栽管理という形で計上されていると思うのですが、そもそもなぜ直営と外部委託の分けがあるのかという部分についてお伺いいたします。

望月都市計画課長 指定管理者であります富士グリーンテックは植栽業務にたけた会社でございます。基本的に植栽管理についてはグリーンテックが自社で管理できると考えておりますけれども、剪定作業や草刈り作業などの植栽管理作業については、やはり必要な時期に作業を行わなければならないということがございまして、どうしてもこのように面積が広い公園等では作業が集中する時期には指定管理者だけでは対応できないという状況が生じてしまいます。そういったときに外部委託によって補っているために、直営部分と外部委託という形で経費の計上が出てきているということで御理解いただきたいと思っております。

渡辺委員 通常時の植栽管理については、この指定管理者が行っていただけるけれども、ピーク時になると直営では足りないので外注で補うということで、総合的に年間のかかる費用等を考えて分けられたということで理解いたしました。

続いて、380 ページ、評価結果の部分の上から 4 つ目、収支状況のところの指定管理者の自己評価のところ、「光熱費はデマンド装置の設置でピーク電力を調整し、抑制しています」という記載がございますけれども、ちょっとまだよく理解できていませんので、具体的にはどのようなことを行ったのかお伺いいたします。

望月都市計画課長 公園等の電力の契約は、一般家庭の契約とは違って、法人対象の契約になりまして、当公園の電力の契約も、毎時刻々と変化していく需要電力の最大値によって契約電力が決定し、1 年間の料金に反映される仕組みとなっております。これをデマンド料金制というふうに電力会社のほうでは言っております。ですから、この需要電力を監視するデマンド装置というものを設置しまして、最大値を抑える努力をすることで電気料の節減ができるということです。その最大値が大きくなってしまうと、1 年間の基本料金が全て高くなってしまうので、できるだ

けピークが高くなならないような形で運営をしていくと、電気料の節減につながれるということのようです。

具体的には、当公園ではラグビー場に日中散水する際に大きな電力を使うこととなりますので、散水時にモニターを見ながら、目標値を超えないように努力しております。もし超えそうなときには管理事務所のエアコンを切るなどして調整をして、ピーク電力が大きくなならないような努力をしています。そういうことを一応ここで書かせていただいているということでございます。

渡辺委員

節電に向けての努力は理解いたしました。

それでは、次ですけれども、377ページの3番、補修工事等の状況、平成27年度を見ますと、この指定管理者が行ったもののみがここに4つほど記載されているんですけれども、先ほど御説明があったように、平成27年度には県が発注した工事はなかったと理解しておりますけれども、この施設も設置が昭和61年と、もう30年ぐらい経過しています。老朽化等が心配されるのですけれども、この施設については、老朽化対策については今までどういったことをされてきたのか、あるいは今後どういったことをやる予定があるのかを最後にお伺いして質問を終わらせていただきます。

望月都市計画課長 委員御指摘のとおり、調書に出しております377ページの平成27年度の補修工事の状況については、県が実施した補修工事の記載がないわけですが、これはたまたま27年に県が補修工事を行う必要がなかったということだけでありまして、例えば、平成25年にはラグビー場のスタンドの改修を行っておりますし、平成21年度、22年度ぐらいには老朽化した遊具の改修も行っております。

今後は、平成26年度に山梨県都市公園長寿命化計画を策定しておりますけれども、この計画に基づきまして計画的に老朽化施設への対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

#### （山梨県立リニア見学センターについて）

宮本委員

まず1つ目の質問なのですが、指定管理業者の丹青社はどういう会社か教えていただけますか。

依田リニア推進課長 株式会社丹青社は、東京都の港区に本社を設けている会社でございます。資本金が約40億円ということで、商業施設や展示施設の内装工事とか、展示物の製作、そうしたものの施設の管理運営、こういうものを手がけている会社でございます。乃村工藝社という会社もあるのですけれども、その会社とこの会社とで、日本のディスプレイ業界の二大業者であり、平成26年4月からリニア見学センターの管理者となっているという状況でございます。

宮本委員

指定管理業者の決定は一般的には入札だと思っておりますが、どういうことが決め手となってこの会社に決定したのかという経緯を。

依田リニア推進課長 選定の経緯でございますけれども、この施設につきましては平成25年に指定管理者の選定を行っております。公募を行いまして、選定委員会での審議を経まして丹青社と決定したということでございます。

選定のポイントでございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、この丹青社は、指定管理者としてさまざまな施設を管理したりしているというこ

とで、実績が豊富にあります。展示の運営方法等につきましても専門的な知識などを有しているということで、質の高いサービスの提供が期待できるということや、展示物の適正な管理とか、コストの削減なども見込めるという評価を当時しているところでございます。

また、経理的な基盤もしっかりしている会社ということもあり、業務の安定的な経営もできるというようなことも考慮したということ、提案価格が応募者の中でも最低価格であったということ、利用料金収入、見込額を超えた分については 100% 県に還元するという御提案もあったことから、総合的に判断しまして、丹青社に決定したという経緯でございます。

宮本委員 非常に条件がよかったというふうに今話を聞いて思ったんですけども、丹青社って、私も聞いたときに、どんな会社なのか、少なくとも県内にないからわからなかったんですけども、当然、県の税金を使って指定管理料を払うわけですから、県内の企業を当然、優先的にすべきという考え方も当然あると。それはもちろん県の税金をそこに払うことで県内の経済を還流させると同時に、今おっしゃったように、効率性とか、より県にとってプラスという、その相反する考え方があると思うのですが、今回、そうはいつでもこの会社を選んだ考え方、その裏にある考え方というのをちょっと教えていただければ。

依田リニア推進課長 指定管理者が県外の業者であることについての御質問かと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、25 年度に公募を行いまして、選定を行っております。当初の応募要件では、山梨県内に主たる事務所を置く、または置くとする法人等であるという要件がありましたが、1 回目の当初の公募におきましては、応募者がなかったという状況でございます。その公募をするに当たりまして、現場説明会などを行ったわけですけども、参加した事業者にはヒアリングを行うなどして、応募しなかったのにはどういう要因があるのかということを確認したところ、最大のネックだったのが、県内に主たる事務所を持つということだということが判明しました。そのため、検討した結果、再募集に当たっては県内に事業所を有するという要件を緩和したところでございます。

ただし、要件は緩和したのですけれども、条件の中に、地元企業や人材活用等についての方策とか、地元経済への波及や貢献度合い、あと、地元経済への影響ということ審査基準の項目として新たに設定しまして、県内事業者に有利になるようにという点に配慮した上で公募を行ったところでございます。

宮本委員 先ほどの説明にあった 65 ページの職員の内訳ですが、ほかの指定管理に比べると多いのかなと。今、課長が御回答された、県内の企業じゃないという点と、さりながら県内に対する恩恵をもたらすというところに多少、もちろんそれを考えた上でだと思っておりますけれども、利益を出すためにどうしても非常勤が多いとは思っています。ここはできるだけやはり正規職員を採っていただきたいと思いますということをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

62 ページの支出のところなのですが、ここが一番下の県への納付金というところで、平成 27 年は 6,900 万円とあるのですが、この納付金というのは、県にキャッシュバックがあるという、そういう内容でよろしいのでしょうか。どういったものが教えていただければと思います。

依田リニア推進課長 県への納付金ということでございますけれども、基本的には利用料金制を導入しており、その利用料金につきましては指定管理者の収入ということで行っております。平成 26 年度からリニューアルしてオープンしたということで、

その指定管理者の選定に当たっては、新しい施設を増築したということ、これまでなかったような施設だったということ、新しくできた部分については有料化するということなど、さまざまなことがありまして、入館者数の想定がその時点でちょっと困難ということもございました。

そこで、利用料金につきましては、平成 26、27 の 2 年に限りまして、想定する人数を出した上で、その人数に対する利用料金、当時、約 2,400 万円。消費税率が今は変わっていますので、現在は少し変わっていますが、2,400 万円を超える利用料金の一部を県に還元すると。人数が把握困難なところもありましたので、想定を超える分については県に還元するという要件をつけて公募を行いました。

今回、指定管理者として選定されました丹青社でございますけれども、消費税の増税を考慮しまして 2,490 万円を超える利用料金について、全額県へ還元するという御提案をいただいて、県に還元をしてもらおうというのがこの還元金でございます。

ただし、利用者数がなかなか算定困難ということで、26、27 はそれで行ったのですけれども、後半の今年度以降の 3 年間については、その時点での実績を踏まえて見直すということで、今年度からの扱いについては見直しを行ったところでございます。

宮本委員

今の契約内容を聞くと、要は、納付金と指定管理料がほとんどイコールということですね。収入の 6,900 万円と、納付金の 6,900 万円である種相殺して、指定管理料払わなくてもいいぐらい人が来てしまった、よかったという話で。それはそれですばらしいことだと。もちろん民間企業の御努力、御尽力だと思うんですが、それを今年度からまた契約を変えると今、伺いましたが、具体的にどういうふうに変えられたのか教えていただけますでしょうか。

依田リニア推進課長

昨年度、見直しの協議を行いまして、今年度から 3 年間ということで、契約の内容を見直しております。見直しに当たりましては、2 年間の実績がございますので、これらの実績から、年間の利用者数を、有料の施設であるときどきリニア館が 25 万 3,000 人、それに基づく利用料金収入が約 8,000 万円程度ということで見込んでおります。

売店等の売上収入につきましても、やはり来館者に応じて多くなっております。こちらを 9,000 万円強、足しまして、大体 1 億 7,000 万円程度の収入が得られるのではないかと計上しております。

支出につきましても、利用者数に見合った経費を積算いたしまして、ほぼ同額となったということで、今年度からは県の委託料を支出せずに運営できるのではないかとということで協議を行い、合意が得られましたので、今年度から 3 年間は、仮に赤字が出た場合でも県は補てんを行わないということで、委託料は支払わないということになっております。

あわせて、先ほどお話がありました県への還元金でございますが、想定する利用料金収入を超える分の収入があった場合につきましては、県と指定管理者で 50% ずつという考えのもと、県に 50% は還元金としていただくということになっております。

宮本委員

一般的に指定管理というのは、民間のノウハウとか活力を利用して、県がやるよりもうまく運営をしてもらおうと。普通は得られたベネフィットというか利益、もうけというのは、その指定管理者のほうで取るのが一般論だと思うのですが、今回、今の話ですと、指定管理料を払わない。それはすごい素晴らしいことで、

かつ、その上で上がった利益を指定管理者と県で折半すると。本来は全部、指定管理にお渡しするべきだとは思いますが、逆に、そういう交渉ができて、結果として、そのような、山梨にとってはメリットがあるような形になった、その交渉の経緯というか、どういう考えがあってそうなったのか教えていただけますでしょうか。

依田リニア推進課長 交渉の経緯でございますけれども、最初の 2 年間につきましては、募集の際の指定管理者からの提案でやっておりました。今年度以降の 3 年間ということでございますけれども、最初の 2 年間の実績などを踏まえて見直しを行いましたけれども、リニア見学センターはリニアの普及啓発を行うという目的を持った施設でございます。他の施設と違いまして、リニアの普及という意味合いから、県としても、独自のイベントを開催したり、県民向けの体験乗車みたいなことも行ったりしております。また、どきどきリニア館を設置しまして、引き続き、集客を得るために内容のバージョンアップなど、さまざまな改善も行ったりしているところでございます。

そうしたこともありまして、もちろん指定管理者の努力というものもございまして、そういうことも考慮する中で、それぞれの努力が相まって成果が出ているということから、交渉を行った結果、50%を県に還元するというところになったところでございます。

宮本委員 ある意味、レアケースというか、お金が返ってくるってなかなかないと思うんですけれども、もしこれが成功事例であるならば、成功したノウハウというか、そういったものがあるわけですし、もちろんほかの指定管理業者というのは当然、業態がいろいろさまざまあって、必ずしも一概には言えないと思うのですが、この成功事例というのを、例えばほかに横展開していくとか、あるいはうまくフィードバックしていくといったことを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

依田リニア推進課長 今、委員から御指摘ありましたように、施設それぞれについて目的や事業内容、また、運営している法人の形態なども異なっております。リニア見学センターでのノウハウにつきまして、そのまま全て適用して活用できるかということ、なかなか困難な面もあるかとも思います。また、企業のノウハウにつきましては、今まで丹青社でもいろいろな施設を管理したりする中で培ってきたノウハウ等があるかとも思います。その辺のノウハウについてどこまでほかの会社に出せるかというような、丹青社の了解を得るといようなことも必要になってくるのではないかと思います。ただ、委員おっしゃるとおり、経営も順調に行っておりますし、さまざまな取り組みもしていただいています。そういうことをほかの施設にも活用していくということも必要かとも思いますので、また、指定管理者である丹青社とか、関係する課とも相談しながら検討していきたいと思っております。

なお、見学センターの運営に当たりましては、類似の施設とも連携が必要ではないかということもございまして、連携した取り組みをしていくことも今、検討しております。その中で、やはり人間関係というか、関係をつくる中でいろいろな情報の交換などもしながらということもありますので、そういう形も使いながら、活用できるものはほかでも活用できるように検討していければと思います。

宮本委員 ぜひ横展開というか、成功事例を皆さんで共有していただいて、よりいっそう民間活力を活用しながら、県にベネフィットがあるような形にしていきたいという要望と、最後に、県会議員の何人かわからないのですが、多分、リニアモ

ーターカーにいまだに乗ったことがありません。私も、何人かから言われるのですが、乗ったことがないと言うと驚かれます。ここで言うべきことではないのですが、やはり、県会議員 37 名のプロモーションというか、人から聞かれれば、こんなに素晴らしいんだとか、あるいはこれは本当に未来の、2027 年に具体化される技術であって、ぜひ乗ってほしいということを伝えることができると思うので、ぜひそういった形も検討していただければと思います。要望しまして質問を終わります。

水岸委員 詳細については総括審査で質問させていただきますけれども、利用実績について伺います。平成 27 年度は 57 万 5,046 人に利用されておりますけれども、この 4 月以降、1 日 964 人をキープできているのか、まずお伺いします。

依田リニア推進課長 済みません、具体的な数字は今お示しできないんですけれども、昨年との比較ということですが、月単位での比較になりますので、6 月末現在ということになりますと、昨年度より若干減少しているという状況でございます。

水岸委員 それをお聞きしたのは、今年 11 月に都留市では農産物直場所、道の駅がオープンします。その利用実績が大きくその経営に左右するとも言われていますので、ちょっと聞きました。詳細についてはまた総括審査のほうで質問させていただきます。答弁は結構です。

### 山梨県立飯田野球場【教育委員会】、山梨県立梨の実寮、山梨県立育精福祉センター成人寮【福祉保健部】、丘の公園【企業局】関係

質疑

#### （山梨県立飯田野球場について）

佐藤委員 23 年度から比べると 27 年では利用者が 5,877 名増加している。毎年 1,500 人とか 1,697 人、293 人、昨年は 2,387 人というふうに増加をして、まことに喜ばしいことだと思うのですが、野球とグラウンド・ゴルフの割合というのはおわかりになりますか。

赤岡スポーツ健康課長 野球、ソフトボールとあわせてと、グラウンド・ゴルフの比率ということで把握をしております。27 年で申し上げますと、利用者数全体が 2 万 7,264 人でしたけれども、そのうち野球、ソフトが 58%、それからグラウンド・ゴルフは 42%でございます。58 対 42 の割合でございました。

佐藤委員 年々、グラウンド・ゴルフは増加しているんでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 23 年からの統計の数字を今、手に持っておりませんが、指定管理者から聞いたところでは、グラウンド・ゴルフの割合が高まっているということでございます。

佐藤委員 グラウンド・ゴルフの全国大会が 4 年後にやっと山梨県で開催されるとお伺いしておりますけれども、年々、グラウンド・ゴルフの人口が多くなっていると。グラウンド・ゴルフですから地面だけでやっているという部分も多いので

すが、特に飯田球場の場合には外野の芝生を使っていて、芝生でプレーしたいという方の多さに私自身も驚いているところなのですが、お聞きするところによると、23年にトイレをバックネットの裏におつくりいただいたということなのですが、利用者からのお声の中には、遠過ぎると。それから、年齢がお年を召していらっしゃるの、近い。そういう部分で遠過ぎるといことなのですが、トイレの増設の要望がありますが、お聞きになっていますか。

赤岡スポーツ健康課長 そうした要望が寄せられているという話は承知をしております。

佐藤委員 収支のほうに行くわけですけれども、収支の差額が5万7,000円の時もあれば、去年は24万5,000円ということで、ある意味、とんとんベースで行われていると。管理が非常にいいなと思っているのですが、トイレの増設に回すお金があるのかどうか。これは無理だと思いますけれども、そうはいても。おそらく平日、ほとんどグラウンド・ゴルフでいっぱい。管理棟に行きますとホワイトボードに本当にいっぱいになっているというのを見たことがございますけれども、その方々が、とにかくトイレが欲しいということを楽しみにしています。今あるのは男性の小が3、和が1、洋が1、これがバックネット裏。あと、女性に関しては和式が1しかないということで、100人規模のグラウンド・ゴルフ大会では長蛇の列ができる。それも遠いということがありますから、そういった部分で非常にトイレが欲しいという声が大きくなっていますけれども、その辺について見通しはどうでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 指定管理の収支、例えば、27年でいくと20万円の収支差額なんですけれども、この中でトイレの対応ができるかということ、指定管理の中では施設整備はちょっと難しいだろうと考えております。

では整備は、ということなんですけれども、ただいまのお話にもありましたように、23年にトイレを整備いたしました。このときには女子トイレで和式と洋式各1つずつの便座を用意いたしました。このときに約680万円程度の整備費を要して整備しています。確かにそうしたトイレの要望がありますが、その反対側のバックスタンド側、ちょうどグラウンドの反対側に管理事務所がございます。そちらの事務所の中にもトイレがありますので、昨年度、指定管理者に対してそのトイレを一般利用させるように話をし、利用者のサービスの向上に努めるということで利用者の方には御理解をいただいているところでございます。

佐藤委員 管理棟に男女兼用の和式があるということは承知しております。ただ、再三申し上げるとおり、大勢の方がどきに利用する場合というのは、やはり長蛇の列になって、次のプレーに差しさわりのあるということもあります。ですから、これは要望ですけれども、「やや」も含めて顧客満足度97%といった部分をもっと100%に近づけるためには、トイレはぜひ増設なり、バックネットでなく、老朽化していますけれども、スコアボードのところに設置ということを含めてぜひ検討をお願いしたいなと思うわけです。

実は、この収支の中で、収支840万円中、580万円が人件費ということで、割合は68.5%になるんですね。これは750万円の委託料に関して言うと580万円だと77%になっちゃう。つまり、それは人件費のために委託料払っているのかなと、そんなふう思うわけなんです、いかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 この指定管理の委託料、指定管理の内容というのは、このグラウンドの管理、それから予約の受付といったことになります。実際のグラウンドの管理、

それから受付ということになりますと、人の張りつけがメインの要素になってきます。そもそも金がかかるところがどこかというところ、施設はグラウンドしかないものですから、そんなに施設修繕だとか維持管理だとか、そういった部分にかかってくることはない。主に金がかかるところというところ、人がそこで現場を管理する。人に金がかかってくるということで、ほかの建物を持っているような指定管理のところとは若干様子が違ってくるのかなと思っております。

佐藤委員 何十万人というほかの施設に比べれば、利用人口が 2 万 1,000 人から 2 万 7,000 人というところで、一桁違う部分がありますけれども、そうはいつでも、お年を召した方々のグラウンド・ゴルフ人口は非常に多くて、私もあそこのところを通るたびに、プレーされている方々を拝見するのですけれども、トイレに並んでいるというケースを非常に多く見るわけですね。人件費のことについて、例えば外部委託費で 96 万 8,000 円というのを出しているわけですが、冬季の芝の養生とかそういった部分だと思いますけれども、富士グリーンテックに文句を言うわけではないのですけれども、本来業務の部分ではないかなと思っております。逆に言いますと、シルバー人材センターのほうが安いんじゃないかということも考えられるんですけれども、いかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 外部委託の部分につきましては、芝の手当、芝の更新作業であったり、グラウンド整備といったことになります。これにつきましては、指定管理者がみずからやるのが指定管理上、経営コストが安いのか、あるいはそこから先に委託して出したほうが安いのか、それぞれ経営上の判断をしてやっているところでございます。本来、私どもとすると、全体としてグラウンド管理をできるということ、指定管理者にお願いしているところでございます。そこから先のところでさらにより効果的、効率的にできる方法ということで外部委託がされているものというふうを考えております。

佐藤委員 平成 31 年までこの契約が続くというふうに思うわけですが、その間の利用者の利便性、居心地とかっていう部分の中で、やはり効率的な運営というのをお願いしたいわけですが、このピンクの資料の 34、管理条例のところですが、351 ページに利用料が入っていますけれども、この利用料はいつ決められたものになりますか。

赤岡スポーツ健康課長 この利用料につきましては、平成 14 年の設置管理条例の中で定められています。もちろん設置管理条例の以前にも施設は存在をしていましたので、そのときにはそのときの利用料金であったとは思いますが、少なくとも今現在で言えば平成 14 年に定められたものでございます。

佐藤委員 平成 14 年ということですから、14 年前に決められたということですが、14 年間たってそのままという部分、収支とんとんという部分、この辺が適正かどうか、今どのようにお考えですか。

赤岡スポーツ健康課長 収益を上げるための施設ではございません。この利用料金の中で多くの方に御利用いただいている、御満足もいただいているということなので、ただちにこの金額を変えなければならないという事情にあるとは考えておりません。

佐藤委員 収支とんとんというお話を申し上げましたけれども、例えば、トイレの使用料相当の部分を利用料金に加算してもいいのかなと。つまり、県の施設であります

から、トイレの増設の経費として、1 回につき幾らとかっていう加算もあり得るのではないかなど。つまり、それは早く増設してほしいというところにも結びつくのですけれども、その辺はいかがでしょう。

赤岡スポーツ健康課長 トイレが不足している、特に芝生側をグラウンド・ゴルフの皆さんがお使いになっているということで、反対側に歩いていくのは大変だという声があるということは、先ほど申し上げましたように、承知をしておりますが、トイレ 1 基つくるだけでも相当な経費がかかるということで、23 年度にこの飯田球場については整備をしているという経緯がございます。今のところ、23 年度に新しく設けたものと、管理事務所にあるものの御利用を御案内させていただくということで御理解をいただきたいと考えております。

佐藤委員 納得はできないのですけれども、いずれにしても利用者の声というものをやはり真摯に受けとめていただいて、現実を直視していただきたいというふうに思うわけですね。ですから、先ほど申し上げたとおり、全国大会が 4 年後にある。それに参加できる人が何人いるかわかりません。けれども、せっかく地面ではなくて芝生でできるという部分で人気の高い飯田の球場ですから、ぜひその辺に関しては前向きに検討していただきたいと思います。581 ページに、球場各施設については県へ大規模改修等の要望を行うと書かれていますから、それに対してどうお応えするかというのが今後の課題かなと思います。いかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 県有施設は幾つもございます。それを一気に全部、それぞれの利用者の御要望に応じて整備するというのはとても財政的にできないということで、今年の 2 月に県有スポーツ施設整備の基本方針を策定しました。要は、県有施設をこういう方針で優先度をつけて整備していきましようという方針です。それによりますと、まずは平成 29 年度に冬季国体がございます。冬季国体で必要な施設整備をまず優先させましよう。それから、次に、東京オリンピック・パラリンピック、あるいはラグビーワールドカップが控えている。これの事前合宿に必要なになってくる施設、こういったところも優先度が高く整備していきましよう。次に、次期国体に使う施設となるかどうか。それ以外のものについては、基本的には維持管理、維持修繕、これを適切に進めていくと。県の立場とすると、いろいろな施設がありますけれども、県有施設の責任とすると、そうした大規模な大会、国体を受け入れるとか、オリパラの事前合宿を受け入れるとかそういった全国レベル、世界レベルの競技、あるいは合宿というものを受け入れるための施設を整備するんだということで順位づけをいたしております。

その中で、基本的には適切な施設の維持管理を図っていくのですけれども、その中でまた個別の事情に応じて、その都度その都度、事情が生じた際には検討をしていくという方針でございます。

佐藤委員 オリンピック・パラリンピックとか、国体といった部分は目を向けるけれども、それ以外のものは目を向けないというふうに聞こえましたけれども、いかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 今、申し上げましたのは、先般策定をいたしました整備の基本方針の考え方でございます。まず、その中で優先度、先に手をつけていくのはどこかということで、今、目の前に迫っている冬季国体、あるいは事前合宿の誘致、それから時期は確定していませんけれども、次期国体、そういうものに備えていきましよう。そういうものに備えていく、対応をしていくことが、優先度が高い、

手をつける順番とすれば早いということであって、それ以外の施設については一切手をつけない、無視するということではございません。それについてはそれぞれ必要な維持修繕を講じる、対策をとるということでございます。それ以上にさらに何か特別の事情が生じれば、当然、それに従って対応するということではございまして、無視をするということでは決してございません。

佐藤委員　　まあ、同じようにしか聞こえないんですけども、いずれにしても、そういう利用者からの声があるということ、県民全体の財産でありますから、そういった部分の中で、また繰り返しますけれども、トイレのことについては耳を傾けていただきたいということで終わります。

**（山梨県立梨の実態関係について）**

佐藤委員　　総括審査のほうでまとめてとは思ってはいますけれども、53年に開設して、38年たっているという部分で、老朽化が目立つと思うのですけれども、その中でトイレの改修について考え方を伺います。

山本障害福祉課長　　梨の実態の施設整備の改修工事につきましては、管理に関する基本協定書第12条において、1件につき60万円未満の工事は指定管理者が行うことと規定しておりますが、大規模な修繕については県の費用負担で行うこととなっております。これまでも幾つかの施設修繕を行ってまいりましたが、施設の修繕要望につきまして、特にトイレの改修等があるということはお聞きしております。今年度もこれから施設の改修要望が上がってくるものと思われそうですが、施設利用者が日常的に使用する設備でございますので、優先して対応させていただきたいと考えております。

佐藤委員　　173ページの利用者の主な意見というところで、風呂場とトイレをきれいにしてほしい、一人部屋になりたいとあり、トイレをやはりきれいにしてほしいとあります。60万円の範囲内かどうか、これは見積もりによって違うんでしょうけれども、トイレに関しては要望があるということなので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

それから、就労支援については具体的にどのようなことをされていますか。

山本障害福祉課長　　地域の企業からの受託事業としまして、封筒の袋詰め、ダイレクトメールの封入ですとか、花火セットの封入ですとか、あるいはチラシの封入ですとか、新聞を帯どめするといったような軽作業が中心になっております。また、梨の実態に関しましては、自主生産事業として原木シイタケの栽培を行っておりまして、この原木シイタケにつきましては、梨の実態のシイタケとして地域では人気がある作物になっていとお聞きしております。

佐藤委員　　その場合、入居者の、例えば月間の収入というのはどのぐらいになりますか。

山本障害福祉課長　　就労支援の利用者は、就労の対価として工賃をもらっています。施設を利用する障害者につきましては、その工賃は生きがいになるものでございまして、貴重なお小遣いにもなるものですが、実際の工賃実績は、賞与を含めまして1月に8,106円というのが昨年度の実績でございました。まだまだ十分な収入ではないというふうには考えておりまして、工賃向上計画によりまして、工賃の増強を図ってまいりたいと考えております。

佐藤委員　　こういう御時世ですから、そういった言葉でいう軽作業という部分かもしれませんが、そういった部分で入居者の方々の多少なりともお小遣いになるような、また選別もしていただければと思います。とりあえずこれでおしまいです。

（山梨県立育精福祉センター成人寮について）

奥山副委員長　施設の概要についてまず教えてください。

山本障害福祉課長　県立育精福祉センター成人寮は南アルプス市の社会福祉村内にある 18 歳以上の重度の知的障害のある方を支援する施設でございます。障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設でございます。入所定員は 90 名となっており、現在 89 名の方が利用されております。具体的にどのようなサービスを提供しているかということでございますが、成人寮は主として夜間の生活、食事ですとか入浴、排泄などの支援を行う施設入所支援と、同様に日中の支援を行う、生活介護を主として、家庭や保護者の事情により一時的に施設で支援を行う短期入所の各事業を実施しております。また、施設入所支援と生活介護につきましては、2 棟に分けて実施しており、それぞれ成人 1 寮、成人 2 寮と呼んでおります。成人 1 寮は、より重度の障害のある方が利用されているところでございます。

奥山副委員長　89 名の方が入所されているということで、これは県内の方のみという形になっているのでしょうか。

山本障害福祉課長　施設入所者は現在のところ、県内の方のみでございます。

奥山副委員長　同様の施設があるわけですが、期間をどの程度にしているのか。逆を言うと、長期間にわたって入所されている方がいるのか。あと、入所者は 18 歳以上ということですが、年齢構成がどのようになっているか教えてください。

山本障害福祉課長　重度の知的障害者の方が主な入所者になっておりますので、入所期間は相当期間、長くなります。グループホーム、あるいは就労系の施設に移行することができなければそこにとどまるしかないということでございまして、長期間の滞在が多くなっているものと考えておりますが、具体的に平均の入所期間がどのくらいになっているかということは、手元に資料がございません。

また、年齢構成につきましては、男性の平均年齢が 38 歳、女性の平均年齢が 45 歳、男女トータルの平均年齢は 42 歳というのが現状でございます。

奥山副委員長　ある程度の年になりますと、これからどうしようかという部分が発生するかと思います。ここは最終的に高齢になっても引き続き入所が可能という形になっているのかどうか。

山本障害福祉課長　年齢にかかわらず、入所することは可能でございます。御指摘のとおり、入所利用者の高齢化が進んでまいりまして、当施設では必要なサービスが十分提供できなくなる、例えば胃ろうの提供といったようなことが今後は予想されてまいります。その時点で入所利用者の方に必要なサービスが提供できる他の施設、例えば特別養護老人ホームといったようなところへの移行なども場合によっては必要になってくるのではないかと考えております。

また、保護者の方の高齢化も同様に進んでいく中で、地域に戻ってグループホ

ームの利用などが可能な方には、その支援をさせていただきたいと考えておりません。

奥山副委員長 先ほど、アンケート調査の中で、食事に対する要望の部分が非常にウエートがあって、業者を変えたという話を聞いたのですが、その後、変えて以降はどうでしょうか。

山本障害福祉課長 先ほど、委託業者を変えたということを説明させていただきましたが、従前とは提供の方式も変えております。昨年度までは、受託業者があけぼの医療福祉センターの調理室を使って調理した料理を運んでおりまして、あたたかいものはあたたかいように、冷たいものは冷たいようにという形で配膳できておりませんでした。いわゆる食缶という、寸胴のようなアルミの容器に入れて配膳されておりましたので、特に冬場にはあたたかいものが冷めてしまっていたというようなところで利用者の満足度がやや下がっていたという傾向がございます。

そのような中、保護者の方、あるいは入所者御本人の方からの改善を求める声も受けまして、指定管理者側と協議する中で、本年4月から単独で民間給食業者と契約を締結し、大人の利用者の味覚に合い、温度が保たれた適温給食が供給できるように体制を整えたところがございます。統計的な数値は今、手元にはございませんが、多くの方々から、あるいは保護者の方々から非常に好評を得ていると聞いております。

奥山副委員長 食べることって、我々にとっても大切なところであって、そんな中でいい方向へ転換したということで、入所者の方には一番、また、周りでいろいろやっている方にとってもいい方向になっているんじゃないかと思えます。

そんな中、楽しみの部分で、対外的、地域との接点とかっていうのも考えられているんでしょうか。

山本障害福祉課長 育精福祉センター成人寮では、利用者一人一人の状況にあわせて自立生活を営むことができるよう、日常的な支援を行っておりますが、さまざまな行事や自主活動を行う中で、楽しみ、生きがいといったものを提供することを実行しております。例えば、障害者のスポーツ大会や旅行や納涼祭、あるいはクリスマス会、忘年会、餅つき会といったような各種のイベントが年間を通じてございまして、そういったものに参加していただいております。また、地域の人とのふれあいを深める行事、社会福祉村祭り、あるいは園遊会といったような行事がございまして、そういったものに利用者の自主性を尊重しながら参加するプログラムを設定しております。

また、自主的な活動として、趣味、例えば、外部から講師を招いて、生け花や陶芸、踊り、ダンスといった創作活動、3B体操というのだそうですけれども、器具を使った体操なども行っていると聞いております。

奥山副委員長 続きまして収支の状況についてちょっとお聞きしたいと思います。平成25、26、27年度ということで、3年度にわたって収支が記載されているのですが、育精福祉センター成人寮の決算報告書というのがまだ出されたばかりなのですが、ホームページ上に載っていたんです。その数値と、この資料の平成27年度のところの金額にちょっと違いがありましてね。ちなみに収入の部分、いただいた資料によると、平成27年度が4億1,400万円余。ホームページ上に載っている決算報告の決算が、4億2,400万円余という数字で載っていたので、この辺の違い、あるいは違うものを見ているのかななんて思いながら、ちょっと疑問に思

っていたので、ちょっとその辺、教えていただけたらと思うのですが。これ、ホームページの決算報告書で、まだ出たばかりです。その辺についてちょっと教えてください。

山本障害福祉課長 同じ施設の同じ会計でございますので、数字が2種類あるというのはどうかなと思います。ただ、いただいている数字と精査をさせていただかないと、この場でお答えができないところがございますので、精査の上、御回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

奥山副委員長 じゃあ、それについてはちょっと精査してください。これね、今朝、プリントアウトしたばかりなんです。それで、ちょっと数字が違っていたもので、見ていただけたらと思います。

（その後、審査資料に誤りがあることが判明し、8月18日総括審査の際、審査資料の訂正の説明が行われた。）

その中で、県への納付金額が、平成25年が2,500万円余、続いて26年が1,500万円、平成27年が511万円余ということで、年々、県のほうへの納付金額が減ってきているのですが、その部分について教えていただけたらと思います。

山本障害福祉課長 県への納付金につきましては、指定管理が25年度から始まりまして、激変を緩和するといいますが、安定した指定管理業務が継続して行えるように、25年度は15名、26年度が10名、27年度が5名と、県から職員を派遣させていただきながら、徐々に自立性を持った経営をしていただいたという経過がございますので、その対価としての負担金という形になっております。

奥山副委員長 わかりました。その中で、収支の差額が、25年が7,300万円、26年も同じような形で7,400万円、これはプラスの状態、そして平成27年が3,000万円という金額が収支の差額ということでプラス計上されています。通常、施設利用料が民間と同じレベルで決められた額で人数等によって入ってくる。そして、人件費等もろもろが民間と同じような形の中で支払われていく。どこに民間とこの指定管理者の差があるんだらうかということ、施設の減価償却部分というのが、この指定管理者の中には含まれていないと。その中で、当然、プラスの部分が出てきているという形だと思っておりますが、県ではその部分について、今、7,300、7,400、3,000というふうにプラスの部分が出てきているものを、どのように考えているのか。

山本障害福祉課長 収支差額として大きい額が毎年出ているわけですが、まず、収入に関しましては、障害者総合支援法に基づき厚生労働大臣が定める基準等により算定した額を報酬として受け取っておりますので、これはいずれの施設においても同じ額が全国一律で適用されております。ただ、公立の施設でございますので、公立減算と言われますけれども、民間の施設に比べて3.5%の減額が収入の面では入っております。ということなので、そこが違う点かなと考えております。

また、収入と支出の差、収支差額が7,000万円、昨年度においても3,000万円ということで、多く発生しております。この点に関しましては、確かに減価償却という概念がこの中に入らないということもございまして、これは収支差額の多くは社会福祉法人の会計基準上、配当することもできませんし、この特定の目的に沿った管理運営業務を委託しているわけでございますので、施設等に再投資する、大きな施設の建てかえ等に再投資するということも目的上、限定さ

れておりますので、どうしても内部に留保された形でたまる、いわゆる内部留保という形でたまっていくのが実態でございます。これに関しましては、改正された社会福祉法に基づきまして、内部留保の明確化、あるいは今後、必要な額、当面の運転資金ですとか、施設整備等に対する再投資に予定される額、こういったものを差し引いたものについては社会貢献、あるいは社会福祉のために使うようにというルールに置きかわりまして、来年 6 月までに社会福祉充実計画を各施設においてつくることになっておりまして、どのような目的に内部留保を使っていくかということ、計画をつくらなくてはいけないことになっております。

少しわかりにくい説明だったかもしれませんが、目的を持たないまま内部留保を蓄えるということが今後はできなくなるということでございまして、こういった公益の目的のために今後使っていくということが促進される状況になると考えております。

### （丘の公園について）

宮本委員 丘の公園は山梨県が持っている施設だと思うんですけど、なぜ行政というか、地方政府である山梨県がゴルフ場を持っているのですか。

清水企業局総務課長 これを始めたのが昭和 61 年になりますが、八ヶ岳南麓の県有林の高度活用、それから南麓の地域振興を目的に、子供から大人までが楽しめるスポーツレクリエーション施設として開始したものでございます。

宮本委員 一般論ですけれども、やはり地方政府というか行政というのは基本的に市場原理がなく、民間がやってももうからない、かつ公共性を有するものを行うと。例えば警察、あるいは消防、ごみ収集。要するに民間がやってももうからない。そういったものをやるのが普通であるなら、小さな政府か大きな政府かの違いはありますけれども、政府がやるべきことであると。その意味で、ゴルフ場というものは、民間がこれだけやっていて、市場性もちゃんとある。なぜ行政がやる必要があるのか、もう一度お答えいただけますか。

清水企業局総務課長 県有林の高度活用が非常に求められていたということが一つにはございます。これは八ヶ岳南麓地域の地域振興ということですが、現状においても清里、八ヶ岳南麓地域の中心集客拠点となっておりまして、ゴルフ事業だけではなく、レジャー事業とかレストラン事業で、地域振興の役割は非常に高く保たれ、貢献しているものと考えております。そこに県がやる意義が当時からあったのではないかと考えております。

宮本委員 今のお話を聞くと、当時はあった。じゃあ、今もあるのかどうかちょっとわからないというような御回答だったのかなと思うのですが、もちろん時代の変化の中でそのとき必要だったというのはそのとおりだと思うのですが、今現在、ゴルフ場も山梨県中にたくさんあって、そして値段も安い中で、当時はもしかすると安いゴルフ場として非常に意味があって、大事だったのかななんて思いますし、県有林の活用という意味で実際うまく活用されているなと思うのですが、もし行政が本当にやる必要がないのだったら、民間に売却なり払い下げる必要もあるのかなということを私は、先ほど申し上げましたように、いわゆる市場原理が働かない、そして公共性を有するという観点で本来それは行政がやるべきものであって、そうじゃないものというのは民間、ある意味、民業圧迫になってしまうのではないかなと、そのようなことを考えております。そういった意味で、この施

設の中で、とりわけゴルフ場というものは本当に行政がやる必要があるのかなということを強く思いますので、そういったことも含めて御検討いただければと思います。特に回答はいいです。

前島委員

大変な丘の公園の状況が引き続いて決算の中でも示されていて、人件費などは、もう最高に抑えているような感じはしているんですね。半数以上が契約職員という状況でありまして、1人あたりに人件費を割りますと、大体175万程度ですよ。ほかの指定管理から見れば本当に大変だなということが実態的にわかるんです。それでも収支差額はマイナスで4,200万円という数値で、過去数年をさかのぼっても、やっぱり落ちている、そして横ばいという状態で収支の回復の兆しが見えない。そういう中で1億5,000万円、県に納付をしていただくという形で、過去はそれを不履行で1億3,000万円に減額したり、いろいろな経過がありました。何といても原因は、一つは標高が高いということで、冬場の利用率が極端に低いことが大きな原因であるし、それから、周辺の集客の状況の環境が、なかなか整っていないと私は感じていて、相乗的にマイナスの要因が顕著に見られるわけですが、問題は今後、これをどう活性化をしていくかということ以外には方法はないのだけれども、利用率を高める、稼働率を高める方法として県を挙げて工夫をする必要があると思っているんだけど、例えば、こういう方向を検討しているとか、そのことについての所見を聞きたいと思っているんですね。

清水企業局総務課長 確かに、利用状況説明書をごらんいただきますと、ずっと赤字が続いているという状況です。ただ、25年度までは前指定管理者で、26年度からは新たな指定管理者ということになっておりますので、それをお含みおきいただきたいのと、こちらに収支差額が出ておりますけれども、この清里丘の公園・ニホンターフメンテナン共同企業体としての決算のうち、この事業に係る収支差額ということになっていきます。それぞれ、このほかに自主事業等も行っておりまして、それを勘案しますと、収支はこれよりはもう少しよくはなるのですけれども、それをもう一つお含みおきいただきたいのと、あとは、これは前指定管理者の期間だったのですが、23年度のこの直前に東日本大震災がございまして、全般的にレジャーに対する投資が減ったというようなことが特殊要因としてございます。

また、23から26年度の中盤あたりまでだったと思いますが、ニューヨークのWTIで原油取引が100ドルを超えていたというような状態を原因として、燃料費の高騰がございました。アクアリゾートなんかもそうですし、ゴルフもそうですが、お風呂の燃料をかなり使いますので、その燃料費が非常にかかってしまったという要因があります。

それからまた、24年度に関越自動車道のバス事故がございまして、その翌年には新しい高速乗合バスの制度に変わっております。いわゆる500キロを超える高速ツアーバスについては2人の運転手を用意しなければいけないことが、まきば公園のレストラン事業に特に大きな影響を与えました。従来ですと、例えば南アルプスに寄って、その周辺で遊んだ後にまた丘の公園に来るといった周遊的なバスのコースを設定できたのですが、今度は500キロを超えてしまって、金額が高くなる。総じてこの時期にバス料金が非常に高くなってしまったのですけれども、そんな影響も出ております。

なお、先ほど委員から、県への納付金の減額について、規定がないのにやったかのように聞こえるお話がございましたが、前指定管理期間は平成16年から25年度までの期間だったのでございますけれども、10年間という長いスパンの中で、5年後には見直すという規定が最初から入っておりますので、その中で

減額の対応をさせていただいたところでございます。

26 年度以降につきましては、プロポーザル方式により新たな指定管理者となりまして、それは 1 億 5,000 万円を納めるという形で契約をしているところでございます。

その他 ・ 8 月 3 日に現地調査を行うこととされた。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 飯島 修